

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の税（料）率が改定されます

高齢者人口の増加と、医療の高度化に伴い、近年の医療にかかる費用は増加の一途を続けています。

本町における国民健康保険財政は、平成21年度の単年度で1億1,446万円、累積で4億9,932万円の赤字が見込まれる財政状況です。また、後期高齢者医療保険財政においても、厚生労働省の試算では、保険料額を全国平均で14%増加させなければ収支均衡が図れないと見込まれています。

国民健康保険税は、国保運営協議会及び広陵町議会において、この財政状況について詳細に説明を行い、慎重な審議を経て議会で議決をいただき、平成22年度に税率改正を行うこととなりました。

後期高齢者医療保険料についても、奈良県後期高齢者医療広域連合議会において慎重審議のうえ、必要最小限の保険料率の改正が行われることとなりました。

被保険者のみなさんには、大変な経済情勢の中での税（料）率の改定となりましたが、安心して医療を受けていただく財源を確保するため、どうかご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税が変わります

1. 保険税率の改定

平成22年3月まで

医療保険分	所得割率	4.6%
	資産割率	20%
	均等割額	18,600円
	平等割額	19,800円
	賦課限度額	470,000円
後期高齢者支援分	所得割率	1.6%
	資産割率	6%
	均等割額	6,600円
	平等割額	7,200円
	賦課限度額	120,000円
介護納付金分	所得割率	0.7%
	資産割率	3%
	均等割額	4,800円
	平等割額	4,200円
	賦課限度額	100,000円

平成22年4月から

医療保険分	所得割率	6.9%
	資産割率	廃止
	均等割額	26,100円
	平等割額	27,400円
	賦課限度額	500,000円
後期高齢者支援分	所得割率	2.0%
	資産割率	廃止
	均等割額	6,700円
	平等割額	7,200円
	賦課限度額	130,000円
介護納付金分	所得割率	1.9%
	資産割率	廃止
	均等割額	8,000円
	平等割額	6,800円
	賦課限度額	100,000円

2. 低所得者に対する軽減割合が拡大されます

平成22年3月31日以前

世帯の所得の合計	均等割額・平等割額 軽減割合
33万円以下	6割軽減
33万円+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下	4割軽減

平成22年4月1日以降

世帯の所得の合計	均等割額・平等割額 軽減割合
33万円以下	7割軽減
33万円+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下	5割軽減
33万円+（35万円×世帯の被保険者数）以下	2割軽減

3. 非自発的失業者の保険税の軽減

リストラや倒産などで職を失った失業者（「特例対象被保険者等」といいます。）（注1）は、申請することにより失業時からその翌年度末までの間、前年所得を30/100として算定します。

（注1）雇用保険受給資格者証の離職理由が特定受給資格者又は特定理由離職者。

※申請には、雇用保険受給資格者証が必要です。

また、広陵町国民健康保険税減免規則の基準を満たしている被保険者は、申請により保険税が減免されます。